

方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において 県民を守る

～県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する～

推進項目11 特殊詐欺対策

推進項目12 暴力団対策

推進項目13 薬物対策

推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処

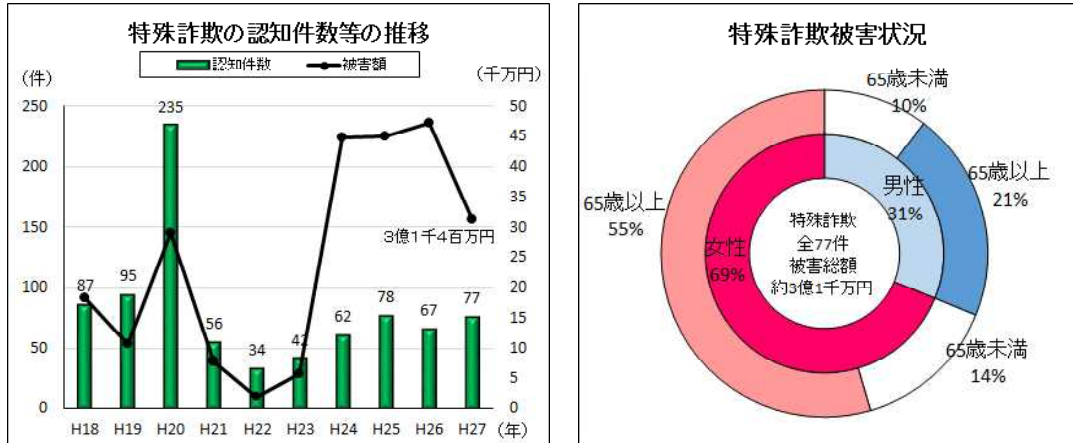
方向性5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る ～県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する～

推進項目11 特殊詐欺対策

1 現状と課題

過去10年間における特殊詐欺の認知件数・被害総額の推移は下図のとおりです。

認知件数は、平成22年以降、再び増加傾向にあるほか、被害総額は平成27年中約3億1,400万円にのぼり、依然として多大な被害が生じています。また、被害者の8割弱を65歳以上の高齢者が占めるほか、7割弱を女性が占めています。



特殊詐欺は、社会情勢に応じて、その手口が日々刻々と巧妙に変化しますが、平成28年現在の状況を見ると、弁護士や警察官等の複数の人物を演じ分け、巧妙なストーリーを立てて被害者を騙す劇場型の犯行が目立ちます。また、被害金等の受渡し方法は、金融機関の警戒強化を受けて、これまで主流であった指定された預貯金口座に振り込む「振込型」に加えて、宅配便等で送付させる「現金送付型」、自宅等に受取に来た犯人に直接手渡す「現金・キャッシュカード手交型」も増加しています。さらには、被害金の受渡し場所を県外に指定するなど、警察捜査の手から逃れようとする犯行形態も出現しています。

一方、特殊詐欺被害者の6割が金融機関窓口から被害金を出金しており、被害の未然防止のためには、金融機関職員等による顧客への声掛けが極めて重要です。県警察では、金融機関と協働した声掛け訓練を行うほか、高齢者から高額出金の依頼があって特殊詐欺の疑いがある場合は、全て110番通報を要請するなどの水際対策を進めています。

特殊詐欺は、犯行グループのリーダーや中核メンバーを中心として、電話を繰り返しかけて被害者をだます「架け子」、被害者の自宅等に現金等を受取りに行く「受け子」等が役割を分担して、組織的に敢行されるほか、その被害金が暴力団の資金源となっている状況もうかがわれます。また、その犯行手段として不正に取得された携帯電話や預貯金口座のほか、レンタル携帯電話、私設私書箱といった利便性・匿名性の高いサービスを「犯行ツール」として悪用することに加え、犯行グループに対して、犯行拠点や他人名義の預貯金口座を斡旋するなどその活動を助長する者の存在もうかがえますが、その全容は必ずしも明らかではありません。

被害拡大を防ぐため、県警察では部門横断的な集中取締り体制を構築し、犯行グループ中枢被疑者の検挙や犯行拠点の摘発に努めるほか、詐欺の手口をより多くの県民に認識していただき、犯罪に対する抵抗力を高めていただくため、制服警察官による巡回連絡を始め各種活動を通じて、「電話口、お金の話、それは詐欺」等の標語を周知して、被害に遭わないための注意点等を提供するなど、官民一体となった対策を推進しています。

2 課題を踏まえた基本方針

特殊詐欺対策

- ①官民一体となった予防対策の推進
- ②警察の総力を挙げた取締活動の推進

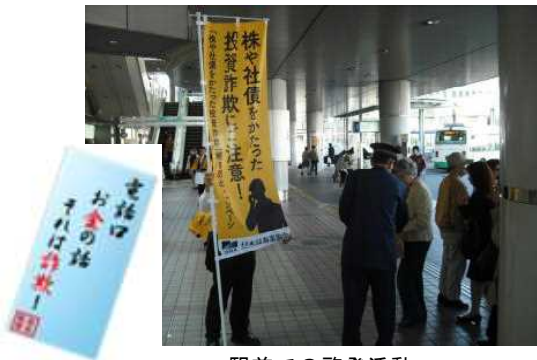
3 施策の展開

(1) 官民一体となった予防対策の推進

ア 効果的な予防活動の推進

特殊詐欺の手口等をより多くの県民に知っていただき、犯人から電話がかかってきた時に不審点に気付いていただけるよう、テレビや新聞を始め、あらゆる広報媒体を活用して、特殊詐欺の手口や被害に遭わないための注意点等をより多くの県民に周知します。

特に、主な被害者層である高齢者対策として、年金支給日に合わせた金融機関等における広報啓発及び警戒活動を継続実施するほか、警察や県と民生委員とが協働して、高齢者世帯へ訪問するなど、真に防犯情報が必要な方へ速やかに届けることができる環境を構築します。



駅前での啓発活動



詐欺被害防止年賀状の作成

特殊詐欺は、そのほとんどが電話利用による犯罪であるため、被疑者からの犯行電話を物理的に遮断することが有効です。不審な電話番号からの着信をブロックする上で効果が認められる迷惑電話防止機能付機器の普及に向けた市町村への働き掛けを行います。

また、消費生活センターにおいては、消費生活相談の対応を行っているところ、消費生活相談の中には、これらの特殊詐欺など、犯罪につながるようなケースの相談も存在しています。このような事案については、早い段階で県警察に通報するなど、県行政と警察が緊密な連携を行い、犯罪の未然防止に努めます。

【担当課：警察本部生活安全企画課、消費・生活安全課】

コラム

《犯行グループから押収した名簿を活用した被害防止対策》

犯行グループは、通信販売利用者の名簿等の各種名簿を悪用して犯行を繰り返しています。県警察では、被害防止対策として、全国警察が捜査の過程で入手した名簿を活用し、制服警察官が名簿に登載された方や高齢者宅に巡回連絡を行い、広報紙「やまとの安全」等を活用して注意喚起を図っています。



イ 関係事業者等と協働した水際対策の推進

被害に係る現金の多くが金融機関窓口やATMを利用して出金又は送金されていることから、金融機関職員等による顧客への声掛けは、被害防止に極めて重要です。県警察では、声掛けをする際に顧客に示す「被害防止のチェック表」の提供や金融機関に対する講習会、協働で行う訓練等により、声掛けを促進します。また、高齢者から高額出金の依頼があった際に、声掛けをした上で被害の疑いがある場合は全件110番通報するよう要請しています。

このことは、現金送付型事案についても同様であり、郵便局、宅配業者、コンビニエンスストア等に対しては、被害金が入っていると疑われる荷物の送付依頼を受けた場合、「郵送や宅配で現金を送金できない」等の顧客への声掛けと警察への通報を要請します。



声掛け訓練



功労者への感謝状贈呈

【担当課：警察本部生活安全企画課】

(2) 警察の総力を挙げた取締活動の推進

ア 予防と検挙のための分析の高度化

特殊詐欺に係る犯行グループの組織実態は必ずしも明らかではありません。しかしながら、犯行グループ中枢被疑者の検挙や犯行拠点の摘発によって、その犯行を止めなければ、県民の大切な財産が犯行グループに渡ることになってしまいます。

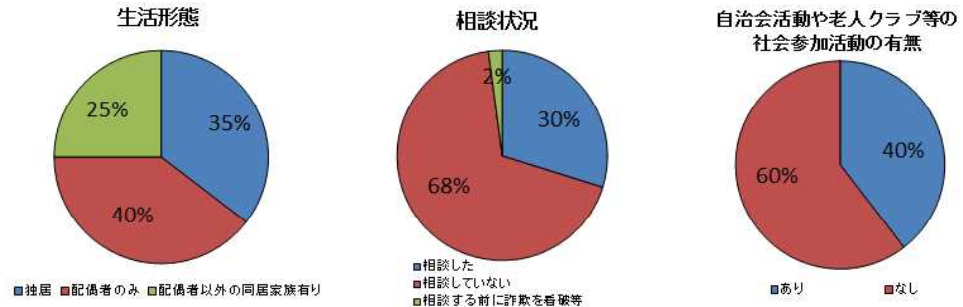
特殊詐欺対策を進めるに当たっては、捜査の結果判明した情報等を活用した高度な分析が欠かせないことから、犯行手口や被害金の交付方法等、発生状況を体系的に分類し、奈良県下における特殊詐欺の発生頻度・場所等あらゆる情報を集約させ、特殊詐欺の現状把握、予防対策、検挙対策等に資することを目的とし、分析の高度化を図ります。

【担当課：警察本部生活安全企画課、捜査第二課、捜査支援分析課】

《特殊詐欺の被害者等に対するアンケート調査》

県警察では、今後の被害防止対策に役立たせるため、特殊詐欺事件の被害者や被害に遭う前に警察に相談された方に対して、アンケート調査を行っています。

特殊詐欺の被害者等に対するアンケート調査実施結果（H27年）



イ 「受け子」等被疑者の徹底検挙と犯行グループの壊滅に向けた取組の推進

振り込め詐欺が急増した平成20年に、奈良県警察振り込め詐欺対策本部を設置し、更に平成25年1月には、奈良県警察特殊詐欺対策本部に改組して、組織を挙げた取組を進めているところ、情報の収集・分析や「だまされた振り作戦」等による取締りを一層強力に行うため、平成27年10月、同対策本部内に、特殊詐欺取締りタスクフォースを設置しました。



特殊詐欺取締りタスクフォース

引き続き、「受け子」等の徹底的な検挙及び犯行グループ中枢被疑者の検挙に向けた突き上げ捜査等により、犯行グループの壊滅に向けた取組を推進します。

【担当課：警察本部捜査第二課】

ウ 特殊詐欺を助長する犯罪の検挙及び犯行ツール対策の徹底

特殊詐欺においては、架空・他人名義の携帯電話や預貯金口座が使用されていることから、預貯金口座の売買等、特殊詐欺を助長する犯罪について検挙を徹底します。

また、レンタル携帯電話や私設私書箱等といった特殊詐欺に使用される犯行ツールの無力化は、犯行グループそのものの無力化につながるものであるため、被害届の受理時に限らず、身に覚えの無い不審な電話に関する相談等を受けた場合にも、関係機関・団体の協力の下、迅速・確実な犯行ツール対策を徹底します。

【担当課：警察本部捜査第二課】

エ 変化する特殊詐欺情勢への迅速・的確な対処

特殊詐欺の手口は、社会情勢や取締り情勢に応じて変化するとともに、多様化・巧妙化を続けています。これまで、官民一体となった対策を講じてきましたが、いまだ被害の撲滅には至っておらず、今後、新たな手口の発生も懸念されることです。こうした状況に迅速・的確に対処するため、引き続き、特殊詐欺の情勢に応じた予防対策・取締りを推進するとともに、必要な体制・装備資機材の整備を促進する必要があります。

【担当課：警察本部捜査第二課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
【再掲】消費生活相談への対応 【3(1)ア】	県民の安全・安心を確保し、より良い消費生活に資するため、消費者からの消費生活相談について、適正かつ迅速に対応します。また、消費者自らが解決困難な事案については、必要に応じて消費者と事業者の間に入り、あっせん等の対応を行います。	消費・生活安全課
【再掲】ナポくんメール配信事業 【3(1)ア】	県警察で認知した特殊詐欺の事案発生状況をメールにより配信します。	警察本部生活安全企画課
【再掲】「くらしの安全・安心サポーター」講座の実施 【3(1)ア】	消費生活センター等、消費生活相談窓口と地域をつなぐパイプ役となるサポーターを募集し、消費者問題に関する基礎知識と消費者啓発の手法を習得するための講座を開催します。受講後は、サポーターとして登録し、ボランティアとして活動してもらいます。	消費・生活安全課
「奈良県警察特殊詐欺対策本部」及び「特殊詐欺取締りタスクフォース」の運用 【3(2)イ】	振り込め詐欺が急増した平成20年に、奈良県警察振り込め詐欺対策本部を設置した後、特殊詐欺撲滅に向けた対策を強化するため、奈良県警察特殊詐欺対策本部に改組（平成25年1月）し、組織を挙げた取組を進めています。また、急増する特殊詐欺被害を撲滅するため、奈良県警察特殊詐欺対策副本部長たる刑事部長の下に、「特殊詐欺取締りタスクフォース」を設置（平成27年10月）し、情報の収集・分析及び「だまされた振り作戦」等による取締りの強化を推進しています。	警察本部捜査第二課

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が発行する広報誌等の広報媒体により、特殊詐欺の手口を周知するようお願いします。 迷惑電話防止機能付機器の購入費に係る補助事業の創設をお願いします。 市町村民生児童委員協議会は、警察と協働した高齢者世帯への訪問やワンポイントアドバイスをお願いします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関職員等による顧客への声掛けは被害防止のため極めて重要です。平素から声掛け訓練に努めるとともに、実際に高齢者からの高額出金の依頼があった場合は、県警察が配布する「被害防止のチェック表」等を活用して声掛けを行い、被害の疑いがある場合は全件110番通報するようお願いします。 郵便局、宅配業者、コンビニエンスストア等は、「郵送や宅配で現金を送金できない」ことを周知するとともに、被害金が入っていると疑われる荷物を受け取った場合の顧客への声掛けと警察への通報をお願いします。 レンタル携帯電話や私設私書箱等を取り扱う事業者は、適正な流通に向け、身分確認の徹底等必要な措置をお願いします。
県民	<ul style="list-style-type: none"> ナポくんメールへの登録をお願いします。 行政機関等が発信するメールや広報誌等に関心をもち、特殊詐欺の手口につい

	<p>て知識を深めましょう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅の電話をナンバーディスプレイにしたり、在宅中であっても留守番電話に設定するように努めてください。 ・ 離れて暮らす家族と日頃から連絡を取り合うなど、平素から家族間でコミュニケーションを取りましょう。 ・ 不審な電話があった場合は、一旦電話を切り、110番通報をお願いします。
--	--

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
金融機関、コンビニエンスストアに対する声掛け訓練	7回/年 (H28年)	50回/年 (H33年)	警察本部生活安全企画課
水際阻止率	38.2% (平成28年8月末)	50.0% (H33年)	警察本部生活安全企画課
【再掲】管内自治会長宅への訪問数(巡回連絡の実施)	95.5% (H27年)	100% (H33年)	警察本部地域課
【再掲】民生委員・児童委員に対する講習実施市町村数	10市町村/年 (H28年)	39市町村/年 (H33年)	警察本部生活安全企画課、人身安全対策課
分析の高度化による犯行拠点の解明と犯行グループの中核被疑者の検挙件数		5件 (1件/年)	警察本部捜査第二課、捜査支援分析課

方向性 5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る ～県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する～

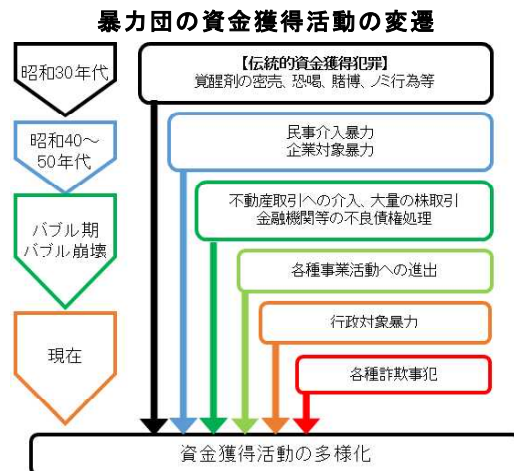
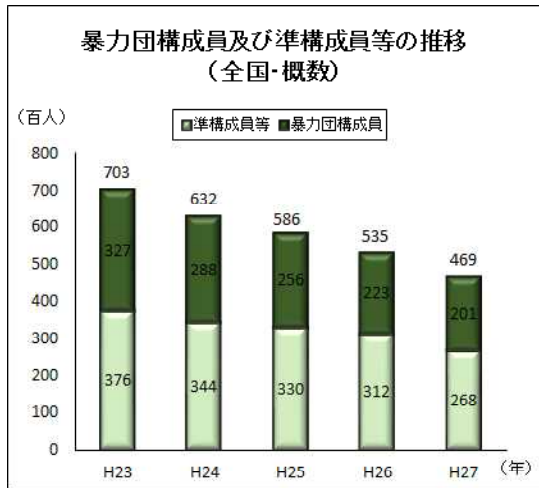
推進項目12 暴力団対策

1 現状と課題

暴力団は、構成員同士で擬制的血縁関係を結び、封建的な身分律に支配された関係や行動を、仁義、義理人情等と称する独特の虚飾の論理によって正当化しています。

しかしながら、実際には、暴力と組織の威力を背景として経済的利益を追求するなど、一般秩序を逸脱した行動原理にのっとり、様々な不法・不当な活動を行っています。

市民生活の安全と平穏を確保するため、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴力団対策法」といいます。）が平成4年に施行され、以降、数次にわたる改正により規制が強化された結果、全国における暴力団構成員及び準構成員等（以下「暴力団構成員等」といいます。）の数は年々減少し、平成27年末現在、約4万6,900人（前年比約-6,600人）となりました。



一方で、暴力団の資金獲得活動は、法改正による規制強化と社会における暴力団排除活動の進展により、威力をあらさまに示す形態の犯罪から、各種詐欺等にまで広がっています。また、暴力団の資金獲得活動に協力し又は関与する、いわゆる「共生者」の存在もうかがわれ、各種商取引や公共事業に介入したり、公的な制度を悪用して不正な利益を得るなど、その活動は一層不透明化・多様化しています。

なお、国内で最大勢力を有する指定暴力団六代目山口組は、平成27年8月末、傘下の直系組長13人が離脱して「神戸山口組」と称する新たな暴力団組織を結成するなど、情勢に大きな変化がありました。組織の分裂以降、全国各地において銃器等を使用した対立抗争事件が発生しており、両団体の動向について最大限の注意を払い、取締りと警戒の更なる強化を図り、県民の安全確保と抗争の防遏^{ぼうあつ}を図る必要があります。

県内においては、平成23年に奈良県暴力団排除条例が施行され、「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」の「暴力団追放3ない運動プラス1」を掲げ、積極的な啓発等に取り組んできました。暴力団組織の弱体化を図るため、暴力団対策法を効果的に運用し、戦略的な取締りを進めるとともに、暴力団排除活動関係者等の保護対策の徹底や、組織からの離脱者の社会復帰対策を進めるなど、県、市町村、県警察、暴力団追放県民センター（以下「暴追センター」といいます。）を始めとする関係機関、団体、企業等が連携し、社会全体で総合的な暴力団排除活動に取り組む必要があります。

2 課題を踏まえた基本方針

暴力団対策

- ①暴力団、関係者に対する取締り強化と厳正な処分の促進
- ②暴力団排除活動の推進
- ③保護対策等の強化
- ④暴力団構成員の離脱促進及び社会復帰対策の推進

3 施策の展開

(1) 暴力団、関係者に対する取締り強化と厳正な処分の促進

凶悪な犯罪を敢行し、資金獲得活動を巧妙化させる暴力団に対する取締りを強化するため、捜査用資機材の整備を図り、関係機関との情報共有を行い、組織を挙げて暴力団等が関与するあらゆる不法行為の追及及び検挙を徹底し、暴力団の壊滅を目指します。共生者については、暴力団を利用する行為や暴力団への利益供与を防止するための施策等を推進し、その存在の解消を図ります。

また、暴力団対策法により、指定暴力団員がその所属する指定暴力団等の威力を示して行う暴力的要求行為（27類型）が禁止されています。公安委員会は、これら行為に違反した指定暴力団員等に対し、中止命令等の発出権限を有しており、暴力団対策法を効果的に運用し、厳正な処分を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(2) 暴力団排除活動の推進

ア 広報啓発活動

暴追センターでは、暴力追放相談委員による暴力団からの被害や困り事、暴力団等による反社会的行為に対する無料相談窓口を設置するほか、出張無料相談所を開設し、地域住民の相談に応じます。

また、関係機関等と連携し、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団排除気運の高揚のため、暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催、機関誌・小冊子等の発行、暴力団の不当要求の手口等を紹介したDVDの無料貸出し、ホームページ、テレビCMや広報看板等を活用した広報啓発活動を行います。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

コラム

《暴追センターにおける無料相談窓口の設置及び出張無料相談所の開設》

平日の暴追センターの執務時間中、暴力追放相談委員（顧問弁護士等）による無料相談窓口を設置し、面談又は電話、メールによる相談を継続して行っています。また、年に3回（4月・6月・11月）、中南和地域において出張無料相談所を開設し、相談業務を強化しています。



相談電話 **0742-24-8374**

（公財）奈良県暴力団追放県民センター
公認キャラクター「サイなら君」

コラム

《暴力団・銃器追放奈良県県民大会》

県民の暴力団排除の気運の高揚と活動の定着を図ることを目的とし、毎年1回、「暴力団・銃器追放奈良県県民大会」を開催しています。

大会では、暴力追放活動の推進等に功労のあった団体等に対する表彰のほか、部外講師を招いての講演会を行うなど、広く県民に暴力団排除及び銃器根絶についての広報啓発を実施しています。



暴力追放活動の推進等に功労のあった団体や個人に対する表彰

イ 公の施設からの暴力団排除活動

暴力団による公の施設の使用や管理運営は、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなり得ることから、県と県警察との間で締結した「公の施設の使用からの暴力団排除に関する合意書」（平成23年6月）に基づき、体育館や公民館等の使用を禁止するとともに、「指定管理者による公の施設の管理運営への暴力団等の介入の排除に関する合意書」（平成18年3月）に基づき、公の施設の管理運営についても排除を推進します。

また、市町村が管理する公の施設からの暴力団排除を推進するため、全ての市町村における公の施設の利用に関する条例において、暴力団排除条項を盛り込むよう働きかけます。

【担当課：県知事部局、県教育委員会、警察本部組織犯罪対策課】

ウ 公共事業等からの暴力団排除活動

暴力団の公共工事への介入を防ぐため、県と県警察が連携して、受注業者の指名基準や契約書に暴力団排除条項を盛り込むほか、受注業者に対し暴力団員等による不当介入がなされた場合、警察への通報を義務付けるなどの取組を推進します。

同じく市町村が行う公共工事からも暴力団を排除するため、警察署からの働き掛けを継続し、暴力団排除条項の整備等を推進します。

また、暴力団等が不正な利益を得る目的で、地方公共団体等の行政機関又はその職員に対し行う違法又は不当な行為については「行政対象暴力」と捉え、事件化や暴力団対策法に基づく行政命令の措置を執ります。

さらに、民間工事等に関係する業界及び独立行政法人に対しても同様の取組が推進されるよう、所要の指導・要請を行っていきます。

【担当課：県知事部局、警察本部組織犯罪対策課】

エ 生活保護・公営住宅からの暴力団排除活動

暴力団による生活保護費の不正受給事案に適切に対処するため、県では「暴力団員による生活保護等不正受給防止対策協議会」を設置し、市町村及び県警察等と連携を図り、生活保護からの暴力団排除を推進します。

また、県が供給している公共賃貸住宅への暴力団の入居を防止するため、県と県警察との間において「県営住宅からの暴力団員等排除に関する協定」を締結したほか、公営住宅を有する全ての市町村において、公営住宅管理条例等に暴力団排除条項が盛り込まれていることから、規定に基づく暴力団排除活動が円滑に行われるよう助言等の支援を推進します。

【担当課：地域福祉課、住まいまちづくり課、警察本部組織犯罪対策課】

コラム

《暴力団員による生活保護等不正受給防止対策協議会》

厚生労働省から各地方公共団体に対し、生活保護からの暴力団排除に関する基本方針が示されたことを受け、平成9年12月、県健康福祉部地域福祉課が主体となり、「暴力団員による生活保護等不正受給防止対策協議会」を設置し、各福祉事務所、各市町村の生活保護等担当課、県警察本部及び暴追センターと連携を図り、生活保護からの暴力団排除を推進しています。

コラム

《公営住宅からの暴力団員等排除に関する協定》

暴力団による公営住宅への入居は、住民の安全を脅かすほか、低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するという公営住宅制度の信頼を揺るがすものです。国土交通省から各都道府県に対し、公営住宅における暴力団排除に関する基本方針が示されたことを受け、平成19年6月、警察庁から各都道府県警察に対し、住宅管理条例に暴力団排除条項を盛り込むことの各地方公共団体への積極的な働き掛け、所要の情報提供等について指示がなされました。

これを受け、平成20年4月、県土木部まちづくり推進局長（当時）と奈良県警察本部刑事部長との間で、「県営住宅からの暴力団員等排除に関する協定書」を締結し、県営住宅からの暴力団排除を推進しています。

オ 企業活動からの暴力団排除活動

企業にとって、暴力、威力、詐欺的手法により経済的利益を追求することを本質とする反社会的存在である暴力団等を社会から排除することは、社会的責任の観点から必要かつ重要なことです。

さらに暴力団は、企業で働く従業員を標的として不当要求を行ったり、企業そのものに乗っ取ろうとするなどして、従業員や株主を含めた企業自身に多大な被害を生じさせることから、暴力団との関係遮断は、企業防衛の観点からも必要不可欠なことです。こうした被害を回避するため、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を推進します。

また、暴力団等からの不当な要求に対して、事業者等が対抗するためには、暴力団等に適切に対応できる不当要求防止責任者を選任し、同責任者を中心に暴力団等からの不当な要求に対応していくことが大切です。

県警察では、弁護士会及び暴追センターと連携し、事業所を対象とした不当要求防止責任者講習を開催し、暴力団情勢、民事介入暴力や暴力団等からの不当な要求に対する実践的な対応要領等について講習を行います。



不当要求防止責任者講習

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

カ 地域社会からの暴力団排除活動

暴力団を壊滅するためには、警察の取締りなどにあわせて、県民一人一人が暴力団排除の意識を盛り上げる等暴力団との対決姿勢を堅持することが必要です。

住民に対する暴力団からの報復のリスクや、住民の心理的負担を軽減するため、暴追センターでは、暴追センターの名をもって暴力団事務所の使用差止請求を支援するほか、県警察では、暴追センター及び弁護士会と緊密に連携し、暴力団対策法を効果的に活用しながら、暴力団犯罪に係る損害賠償請求訴訟に対する支援や万一被害を受けた場合の見舞金制度を構築するなどして、暴力団の不当要求による被害の防止、暴力団からの被害の救済等に努めます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(3) 保護対策等の強化

暴力団排除等のための情報提供と保護対策の徹底は、暴力団排除活動の基盤となるものです。奈良県暴力団排除条例に基づき、暴力団との関係遮断を図ろうとする者に対して必要な情報の提供を行っています。

また、暴力団等による犯罪の被害者等保護対象者に対する危害を未然に防止するため、身辺警戒員をあらかじめ指定し、定期的な教育や訓練を実施するとともに、情勢に応じて警戒等の措置を執るなど、組織の総合力を発揮した保護対策に取り組んでいます。



身辺警戒員の保護対策訓練

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

(4) 暴力団構成員の離脱促進及び社会復帰対策の推進

暴力団を壊滅させるために構成員を一人でも多く暴力団から離脱させ、その社会復帰を促すことが重要です。県警察では、「奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を設立し、県、矯正施設等の関係機関との連携やボランティアの活用等により、若者の暴力団への加入を防止するとともに、暴力団からの離脱を促進し、就労を支援するための取組を強化します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、雇用政策課】

コラム

《奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会》

県警察では、平成28年11月、暴追センター、県、保護観察所、労働局、協賛企業等と連携し、社会全体で暴力団離脱者の社会復帰支援が出来る核となる組織として、「奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」を発足しました。今後、同協議会の活性化及び機能強化を図り、暴力団離脱者の受入れ賛同企業の開拓、就業後のアフターケア等、暴力団構成員の離脱促進と社会復帰対策を推進していきます。



奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
暴力団・銃器追放奈良県民大会の開催 【3(2)ア】	県民総ぐるみによる暴力団追放気運の高揚を図るため、県民大会を開催し、暴力団追放活動に功労があったと認められる団体・個人に対し表彰を実施します。	警察本部組織犯罪対策課
暴力団排除の気運を高めるための広報啓発活動 【3(2)ア】	暴力団による被害の防止と暴力団追放の気運高揚を図るため、「機関誌：暴追だより奈良」、「暴力団情勢と対策」等の不当要求対応要領等を紹介した小冊子等を作成し無償提供するほか、暴力団の不当要求の手口や不当要求対応要領等をドラマ化したDVD等視聴覚教材の上映又は無料貸出、ホームページ、テレビCMや広報看板等を活用した広報啓発活動を展開します。	警察本部組織犯罪対策課
少年に対する暴力団加入防止のための広報啓発活動 【3(2)ア】	地域及び職域で開催する研修会、相談活動等の機会を通じ少年に対する暴力団の影響等について啓発活動を実施します。 また、少年指導委員等に対する研修会において、奈良県暴力団排除条例に関する教養及び暴力団情勢等の情報提供を行います。	警察本部組織犯罪対策課
不当要求防止責任者講習会の開催 【3(2)オ】	暴力団からの不当要求被害の未然防止を図るため、企業、行政機関等が専任した不当要求防止責任者に対し、不当要求防止責任者講習を暴追センターと連携して開催します。	警察本部組織犯罪対策課
被害者に対する見舞金支給、民事訴訟等の支援 【3(2)カ】	暴力団員による犯罪行為により死亡又は傷害被害を受けた遺族、被害者に対して一定条件の範囲内で見舞金を支給します。 また、暴力団員による不法行為に対する損害賠償請求、暴力団組事務所明渡請求、賃貸借契約解除請求等の民事訴訟費用や暴力団員による不法行為により建造物、物品等が損害を受けた場合の応急的修復のための費用を、一定条件の範囲内で無利子で貸し付けます。	警察本部組織犯罪対策課

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 公の施設、公共工事や市営住宅から暴力団を排除するため、暴力団排除条項の整備や県警察との協定締結をお願いします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 事業に関し、「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団と交際しない」の「暴力団追放3ない運動プラス1」の推進をお願いします。 「奈良県暴力団離脱・社会復帰対策協議会」に協賛いただき、事業者の実情に応じて、暴力団離脱者雇用にご協力をお願いします。 暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対する当該情報の提供をお願いします。
県民	<ul style="list-style-type: none"> 「暴力団を利用しない」、「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴

力団と交際しない」の「暴力団追放3ない運動プラス1」の推進をお願いします。

- ・ 暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対する当該情報の提供をお願いします。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
暴力団構成員検挙割合 (検挙人員/暴力団構成員) ※奈良県に活動拠点等を有する暴力団を対象とする	15% (H28)	平均20% ※H29年～H33年 までの5年間における 平均値	警察本部組織犯罪対策課
不当要求防止責任者講習会 受講者数	1,105人 (H24～H27の平均)	1,300人/年 (H33年)	警察本部組織犯罪対策課
市町村における公共工事等 暴力団排除要綱の整備状況	77.4% (H28年)	100% (H33年)	警察本部組織犯罪対策課
身近警戒員の保護対策訓練 参加率	平均81% (H24～H27)	100% (H33年)	警察本部組織犯罪対策課
「奈良県暴力団離脱・社会 復帰対策協議会」協賛企業数	3企業	50企業 ※目標達成後は、 就労者数について 設定予定	警察本部組織犯罪対策課

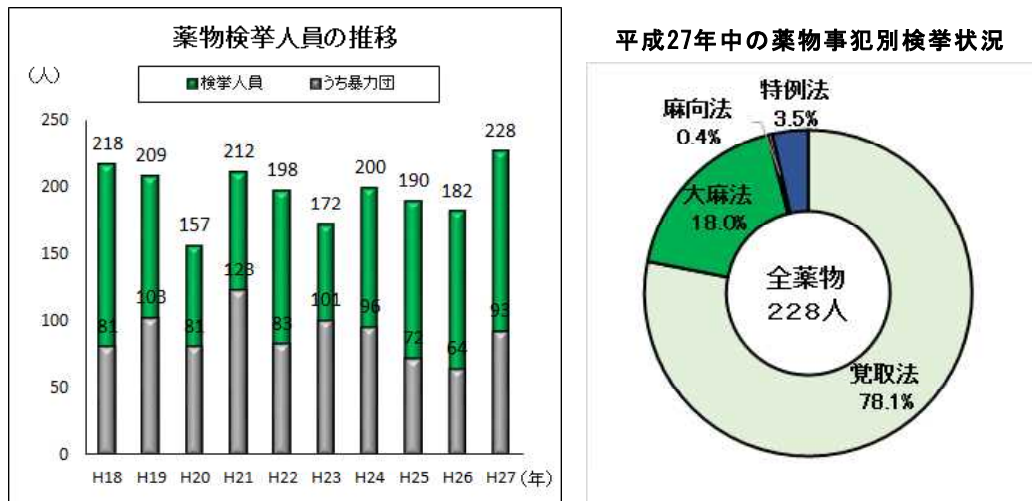
方向性 5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る ～県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する～

推進項目13 薬物対策

1 現状と課題

薬物は、乱用者の精神や身体を蝕むばかりでなく、幻覚、妄想等により、乱用者が殺人、放火等の凶悪事件や悲惨な交通犯罪等を引き起こすこともあるほか、薬物の密売が暴力団等の犯罪組織の資金源になり、その乱用は、社会の安全を脅かす重大な問題です。

平成27年中における県内の薬物事犯の検挙人員は、前年を46人上回る228人のぼり過去10年間で最多となりました。覚醒剤事犯が178人で全体の約8割を占めたほか、うち6割が再犯であり、薬物の高い依存性がうかがえ、再乱用防止対策が喫緊の課題となっています。一方、大麻事犯は全体の約2割弱ですが、10歳代から20歳代までの若年層が検挙者の半数を占めており、「大麻は中毒性が低い」との誤った認識で、若年層に急速に広がりを見せていることが危惧されます。

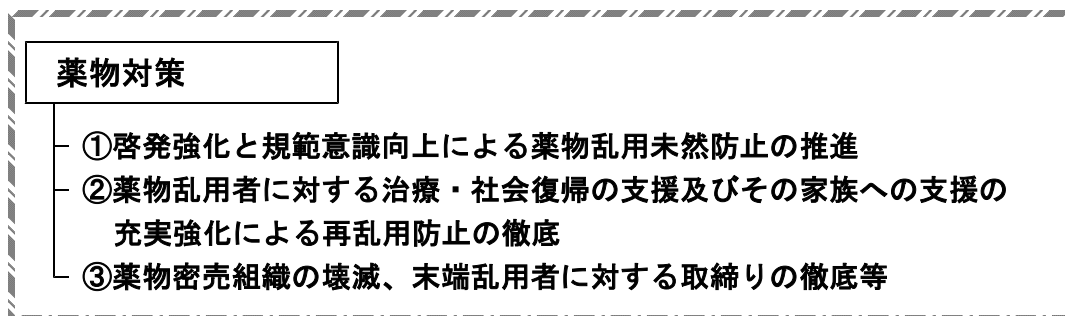


近年、問題となっている危険ドラッグについては、平成27年2月までに県内全ての販売店が閉鎖した一方で、インターネット等でアロマ、お香等と称して販売されており、販売ルートの潜在化や若者への広がりが憂慮されています。厚生労働省では、平成25年2月、指定薬物に似た化学構造を持つ物質をまとめて規制する「包括指定制度」が導入されましたが、新たな代替薬物がインターネット上で販売されるなど乱用の兆しも認められ、警戒を強める必要があります。

京都府警察が平成27年に公立・私立高等学校18校の生徒7,860人を対象に実施した緊急アンケートでは、「ニュースや薬物乱用防止教室以外で違法薬物を見たり聞いたりしたことがある」との回答が37%、「違法薬物を入手可能だと思う」との回答が36%にものぼり、高校生にとって違法薬物が身近な存在であることが明らかとなり、早い段階から、薬物に手を出さないための啓発が重要となっています。

教育機関、医療関係団体、取締機関が連携を図り、薬物乱用防止に向けた取組として総合的に教育、啓発活動、取締り、依存症の人への相談・支援を行う必要があります。

2 課題を踏まえた基本方針



3 施策の展開

(1) 啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

ア 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

薬物乱用を未然に防止するためには、少年のうちから薬物乱用の有害性・危険性について正しい知識を持たせ、薬物乱用を根絶する規範意識を向上させることが重要です。学校における薬物乱用防止教室は、学校保健安全法に基づき策定する「学校保健計画」において位置付けられており、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」（平成25年8月7日薬物乱用対策推進会議決定）及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」（平成26年7月18日薬物乱用対策推進会議決定）に基づき、教育委員会、学校、県、警察が連携・調整の上、全ての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校での開催にも努めます。その他、大学等の学生に対しても、薬物乱用防止に関する啓発活動を推進します。



薬物乱用防止教室

【担当課：教育委員会保健体育課、薬務課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

イ 家庭や地域における薬物乱用の防止啓発

青少年による薬物乱用の未然防止には、地域社会において青少年に薬物乱用をさせない環境の整備が必要であり、その推進には家庭や地域における違法薬物根絶意識の醸成を図る必要があります。

県では、薬物乱用防止対策の一環として、その地域ごとの実情に応じた積極的な啓発活動が展開されるよう、薬物乱用防止指導員を委嘱し、その推進を図っています。同指導員が広報啓発活動を行うに際しては、各種啓発資機材を有効活用するほか、研修会を開催することにより、同指導員の資質向上を図ります。

また、青少年の保護者向けの啓発読本の作成・配布と、家庭における青少年に対する薬物乱用防止教育の充実を図ります。

地域社会や関係機関等と連携した街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、警察への通報等について協力の要請を継続します。

【担当課：薬務課、教育委員会保健体育課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

コラム

《薬物乱用防止指導員》

民生児童委員、薬剤師、医薬品登録販売者、保護司、ライオンズクラブ、少年補導員の総勢325名で構成され、奈良県知事が委嘱しています。

地域における薬物乱用防止に関する啓発活動を積極的に推進するため、地域イベントでの薬物乱用防止啓発活動、学校での薬物乱用防止教室の講師、地域のパトロール活動をするなど、様々なところで活躍をしています。



薬物乱用防止指導員の活動

ウ 広報啓発活動の強化

薬物乱用の根絶を図るため、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、「麻薬・覚醒剤乱用防止運動」等の街頭キャンペーン等において、薬物乱用の有害性・危険性や薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を積極的に展開します。

また、薬物乱用の未然防止に向け、薬物の有害性・危険性についての正しい知識の普及を図るため、各種イベント等において「薬物乱用防止広報車」を有効活用するなどして、あらゆる機会を捉えた広報啓発を行います。



【担当課：薬務課、警察本部少年課、組織犯罪対策課】

エ 多様化する乱用薬物に関する実態把握及び情報共有

危険ドラッグは、県内全ての販売店が閉鎖した一方で、アロマ、お香、ハーブ等と称してインターネット等で販売されており、供給ルートの更なる潜在化が懸念されます。また、警察や関係機関による取締りの強化を受けて、規制対象から外れるよう化学構造を少し変えた薬物が次々と出現するほか、新たな代替薬物の乱用にも警戒する必要があるため、実態把握と関係機関・団体等との情報共有を推進します。

【担当課：薬務課、警察本部組織犯罪対策課】

(2) 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

ア 治療・回復プログラムの普及

精神保健福祉センター及び保健所等が連携して薬物依存症者及びその家族等からの相談に対応するほか、薬物依存症に対して効果があるとされる認知行動療法を活用した治療・回復プログラムの実施に向けて取り組みます。

【担当課：保健予防課】

コラム

《薬物依存症に対する治療・回復プログラム》

医師や臨床心理士、精神保健福祉士等が司会役を務め、ワークブックを使って自らの考え方や行動パターンを振り返り、グループで薬物のやめ方を学びます。



ワークブックを使ったセッション

イ 薬物乱用者の社会復帰の支援の充実強化

薬物の再乱用の防止には、薬物依存症の治療のみならず、社会復帰の支援を行う必要があるため、医療・保健・福祉・雇用等の関係機関と連携して薬物依存症者の社会復帰を支援します。

【担当課：保健予防課、警察本部組織犯罪対策課】

ウ 薬物乱用者及びその家族等への相談体制・支援の充実

薬物乱用者本人や薬物問題に悩む家族等が早期に相談できるようにするため、薬務課薬物監視係、保健予防課、覚醒剤110番等の相談窓口の周知・利用促進を図るとともに、相談対応における関係機関の連携を強化します。

薬物問題に悩む家族等に対する支援を行っている自助グループ等や関係機関との連携を強化します。

【担当課：薬務課、保健予防課、警察本部組織犯罪対策課】

エ 薬物乱用少年の早期発見及び社会復帰への支援

街頭補導活動を一層強化し、薬物乱用に繋がりがねない、深夜徘徊や素行不良者との交際をする少年の早期発見・補導に努めます。また、少年のたまり場となりやすい店舗の営業者に対し、深夜帯の少年い集を発見した場合等における警察への通報等について協力要請を継続します。

関係機関・団体等によるカウンセリングや相談を強化し、治療・社会復帰の支援やその家族への支援等に努め、再乱用防止対策の充実強化を図ります。

【担当課：警察本部少年課、組織犯罪対策課、薬務課、保健予防課】

(3) 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底等

ア 組織犯罪対策の推進

我が国においては、暴力団や外国人薬物密売組織が薬物密売の中核となっており、薬物対策の一環として、違法薬物の供給源となる密売組織に対する実態解明を推し進めるとともに、同組織の壊滅を目指すなど、違法薬物が入手し難い社会の実現のため取締りを徹底します。

また、不法就労や不法残留等の犯罪を犯した外国人が、外国人犯罪組織の一員となって薬物密売等を敢行することもあるため、外国人組織犯罪対策についても推進します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

イ 犯罪収益対策の推進

薬物密売組織が蓄えた薬物犯罪収益等は新たな犯罪のための運転資金に充てられ、組織の維持・強化、組織的な犯罪の助長という結果につながっています。薬物密売組織を弱体化させ、壊滅に追い込むため、資金面から打撃を与えるという観点から犯罪収益対策を推進します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、捜査支援分析課】

ウ 巧妙化する密売方法への対応

薬物密売組織は、携帯電話やインターネットを利用して密売を行っており、密売方法は巧妙化・潜在化・スピード化の度合いを強めています。こうした密売方法に対応するため、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターからの通報等による薬物密売等に関する情報の把握、プロバイダ等との連携の強化、各種法令及び計画的整備による捜査用資機材等を活用した取締りの徹底を進めます。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課、捜査支援分析課】

エ 末端乱用者に対する取締り等の徹底

薬物乱用防止のためには、薬物密売組織を壊滅させて供給を遮断するとともに、需要の根絶を図るため、末端乱用者に対する取締りを徹底します。また、末端乱用者の薬物への依存を絶たせるために、薬物乱用を拒絶する規範意識の形成が重要となることから、それに資する啓発活動を推進します。

【担当課：警察本部組織犯罪対策課】

コラム

《末端乱用者に対する啓発活動》

県警察では、薬物乱用事犯の初犯者等を対象に、起訴後、捜査が終了し、なお警察施設に収容されている期間を利用して、薬物再乱用防止の啓発資料「相談してみませんか」を配付し、薬物再乱用防止に関する基礎的な知識や官・民の相談先等に関する情報を提供しています。



オ 正規流通への監督の徹底

正規に流通している薬物が不正に売買され、あるいは乱用者の手に渡ることをのたように、医療機関等に対し、指導・監督の徹底を図り、不正流通の防止に努めます。

【担当課：薬務課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
【再掲】薬物乱用防止講習会 【3(1)ア】	薬物乱用防止教室を推進する指導者及び教職員に学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化を図ります。	教育委員会 保健体育課
【再掲】危険ドラッグ啓発事業 【3(1)ア・ウ・エ】	危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤同様人体に害を与える危険なものであることを県民に浸透させ、危険なものには手を出さないよう注意喚起します。	薬務課
薬物乱用防止指導員に対する研修会 【3(1)イ】	薬物乱用防止指導員に薬物に関する正しい知識の習得と活動意欲の向上を図るために研修会を開催します。	薬務課
【再掲】薬物乱用防	薬物乱用による保健衛生上の危険や社会的な弊害に	薬務課

止対策事業 【3(1)ウ】	ついて県民の認識を深め、薬物乱用防止について自己啓発の促進及び規範意識を向上させ、薬物乱用を拒絶する県民意識の育成を図ります。	
薬物依存症者治療・回復プログラム普及促進事業 【3(2)ア】	薬物依存症者に対して、認知行動療法を応用したプログラムを、まずは精神保健福祉センターで実施することにより、必要な治療・回復プログラムを受けられる環境を整備します。	保健予防課

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が発行する広報誌等の広報媒体により、薬物乱用の有害性・危険性の周知をお願いします。 学校において、児童生徒に対する薬物乱用防止教室の開催をお願いします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 少年のたまり場となりやすい店舗の営業者は、深夜帯の少年い集等を発見した場合、警察への通報をお願いします。 薬局又は店舗販売業者は、咳止め等の濫用等のおそれのある医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えている場合は、その理由等を確認してください。
県民	<ul style="list-style-type: none"> 薬物乱用の有害性・危険性について関心を持ち、正しい理解に努めてください。 家族や周囲の方が、覚醒剤等を使用している場合や、その使用が疑われるような場合は、迷わず薬務課薬物監視係、保健予防課、覚醒剤110番に相談してください。

6 KPI指標

指標名	現状	目標	担当課
【再掲】中学校・高等学校における薬物乱用防止教室の実施率	中学校 76.0% 高等学校 97.1% (H27年度)	中学校 100% 高等学校 100% (H33年度)	教育委員会保健体育課、薬務課 警察本部少年課
薬物乱用防止指導員による啓発者数	36,421人 (H27年度)	40,000人 (H33年度)	薬務課
薬物密売犯罪組織の実態解明と検挙推進による壊滅及び薬物犯罪収益等の没収、薬物押収の徹底(薬物の需要・供給への打撃)		密売組織の実態解明の推進による事件化と密売組織の壊滅5件(1件/年) (H29~H33年)	警察本部組織犯罪対策課、捜査支援分析課

方向性 5 犯罪が発生しやすい「場」において県民を守る ～県民の安全・安心を脅かす脅威に対して的確に対応する～

推進項目14 テロ、サイバー空間の脅威への対処

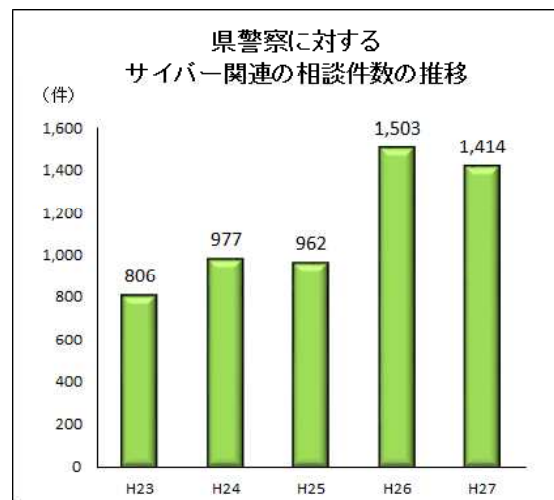
1 現状と課題

国際テロについては、イスラム過激派組織「I S I L」（いわゆるイスラム国）が、イラク・シリアで一定の勢力を維持し、依然としてインターネット等による巧妙なメディア戦略により、欧米各国を始めとする若者らを戦闘員として誘引しており、世界的にテロリズムが拡散する危険性が高まっています。加えて、テロ組織と無関係の個人が過激化してテロを実行するローン・ウルフ型テロや、国外の過激派組織に感化され自国でテロを行うホームグロウン・テロリストによるテロの危険性も指摘されています。

内閣府の「テロ対策に関する世論調査」では、「日本国内でのテロ発生に不安を感じる」との回答が79.2%を占めています。

恐怖心を植え付けて自らの政治的主張を実現しようと企図する過激派組織にとって、大型商業施設、公共交通機関等はテロの格好のターゲットとなり得ます。観光県である本県においてもテロ対策は重要であり、警察だけではなく、県、市町村等の行政機関、関係事業者、地域住民等が緊密に連携し、「あらゆるテロを許さない」という共通認識の下、官民が一体となった「日本型テロ対策」を推進することが不可欠です。

サイバー空間においては、情報通信技術の急速な発展に伴い、サイバー空間の営みが、現実社会の活動と密接な関係性を持つようになりました。これに伴い、警察に寄せられるサイバー関連の相談も増加傾向にあります。インターネットバンキングに係る不正送金事犯等については、利用者の端末をウイルスに感染させたり、巧妙に作成された偽サイトに誘導するなどして、IDやパスワードを盗み取る手口が横行し、県内における平成28年中の被害額が急激に増加しています。また、不正送金先となる口座は、中国人名義が多数を占め、留学生や技能実習生が帰国前に口座を売り渡している現状がうかがわれます。



一方で、標的型攻撃メールにより、大規模な個人情報流出事案も発生しており、内閣府の「インターネット上の安全・安心に関する世論調査」では、日本の企業や政府機関等がサイバー攻撃を受けることへの不安が「ある」、「どちらかといえばある」との回答が85.7%を占めました。また、サイバー攻撃によって大規模停電が引き起こされるといった極めて深刻な被害は、既に海外では現実のものとなっており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、我が国においても重要インフラを狙ったサイバー攻撃の発生は、決して絵空事ではありません。さらに、インターネットの利用者は、自らのコンピュータがウイルス感染によって踏み台とされ、意図せずサイバー攻撃、サイバー犯罪に加担することのないように、常に高いセキュリティ意識を持って、私的に使用するコンピュータも含め、適切なセキュリティ対策を行うことが大切です。

2 課題を踏まえた基本方針

テロ、サイバー空間の脅威への対処

- ①テロに強い社会の実現
- ②サイバー空間の安全・安心の確保

3 施策の展開

(1) テロに強い社会の実現

ア 官民一体となった対策の推進

(ア) テロ対策パートナーシップの構築

公共交通機関等のソフトターゲットや重要インフラ施設等を狙ったテロを未然に防止するためには、警察のみならず、県、市町村、消防等の行政機関、民間事業者、地域住民等との緊密な連携が不可欠です。官民一体となった横断的、恒常的なテロ対策に取り組む枠組みとして、平成28年4月に設立した「テロ対策・やまとまほろばネットワーク」を更に発展させ、テロに強い社会を実現します。



テロ対策・やまとまほろばネットワーク総会

【担当課：警察本部警備第二課、警備第一課】

コラム

《「テロ対策・やまとまほろばネットワーク」の発展的構築》

- ・ 総会、分科会及び広報啓発活動

年1回の総会と必要に応じた臨時総会及び分科会を開催します。また、会報の作成及び配布、県警HP等によるテロ対策の積極的な情報発信・広報啓発を行い、危機意識の共有と気運の醸成を図ります。

- ・ 研修会、検討会及び訓練

これまで個別に実施してきた研修会、検討会及び訓練については、今後、各会員がそれぞれの役割を認識できるよう合同で行い、テロ対策への対処能力の向上を図ります。

- ・ 協働によるテロ対策活動

公共交通機関等ソフトターゲットに対する施設総点検や警察官との合同パトロールを実施します。



(イ) 爆発物の原料取扱事業者等に対する管理者対策等の推進

爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対し、販売時の本人確認の徹底や盗難防止等の保管管理の強化を要請するほか、ロールプレイング型の訓練を通じて、不審な購入者に関する通報を促進するなどして、爆弾テロの未然防止を図ります。

また、旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等を営む事業者に対しても、利用時の本人確認の徹底を促進し、利用者に不審な点を発見した場合の警察への速やかな通報について協力を求めるなどの対策を推進します。



薬局でのロールプレイング型訓練

【担当課：警察本部警備第一課、警備第二課】

イ 地域の実態把握と国際組織犯罪・国際テロ対応の推進

中長期的に在留する外国人が、言語や生活習慣の相違等により、地域の安全に関する情報を入手しがたいという状況が見られます。このような状況下では、外国人が犯罪や交通事故に巻き込まれるおそれがあるとともに、国際犯罪組織や国際テロ組織に利用されることが懸念されます。

外国人人材の受け入れが進む中、県内の企業において就労する外国人研修生等に対して、犯罪被害や交通事故等に遭わないための各種教室を開催するなど、県民同様に外国人の安全・安心の確保を図るとともに、不法就労や不法残留、国際組織犯罪の増加や国際テロにつながるような、関係機関が連携して対策を講じます。

【担当課：警察本部警備第一課、組織犯罪対策課、国際課】

奈良県内の在留外国人数の推移

(単位:人)

年	順位	1	2	3	4	5	その他	総人数				
平成23年	韓国・朝鮮	4,405	中国・台湾	3,523	フィリピン	557	ブラジル	515	米国	305	1,889	11,194
平成24年	韓国・朝鮮	4,336	中国・台湾	3,359	フィリピン	561	ブラジル	508	米国	317	2,056	11,137
平成25年	韓国・朝鮮	4,244	中国・台湾	3,507	フィリピン	661	ブラジル	489	米国	323	1,940	11,164
平成26年	韓国・朝鮮	4,024	中国・台湾	3,480	フィリピン	670	ブラジル	426	ベトナム	391	2,090	11,081
平成27年	韓国・朝鮮	3,825	中国・台湾	3,373	フィリピン	655	ベトナム	590	ブラジル	389	2,253	11,085

(各年12月31日現在) 出典:法務省在留外国人統計より

ウ 対処能力の向上等

警察では、万一テロが発生した場合に備え、銃器対策部隊、NBCテロ対応専門部隊等の各種部隊を設置し、その充実強化を図っています。また、有事の際に迅速な対応を可能とするため、関係機関と連携して、日々訓練を実施しています。

【担当課：警察本部警備第二課】



BCテロ合同訓練

(2) サイバー空間の安全・安心の確保

ア 社会全体におけるセキュリティ意識の向上

サイバーセキュリティ月間（毎年2月1日～3月18日）に「サイバーセキュリティ・カレッジinNARA」等の情報セキュリティに関する講習会や街頭啓発活動を行い、基本的な知識を普及させ、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進します。



【担当課：警察本部警務課、サイバー犯罪対策課】

イ サイバー空間における脅威への対応

奈良県サイバーテロ対策連絡協議会を設置して、サイバー攻撃の標的となる重要インフラ事業者等とサイバー攻撃の脅威や情報セキュリティに関する情報提供、民間の有識者による講演、参加事業者間の意見交換や情報共有を行います。

サイバー攻撃事案等への対処体制を確立し、共同対処訓練の実施等により、緊急対処体制を強化するほか、同事案発生時には、関係機関が緊密に連携して迅速な初動措置、捜査その他の措置を的確に実施します。

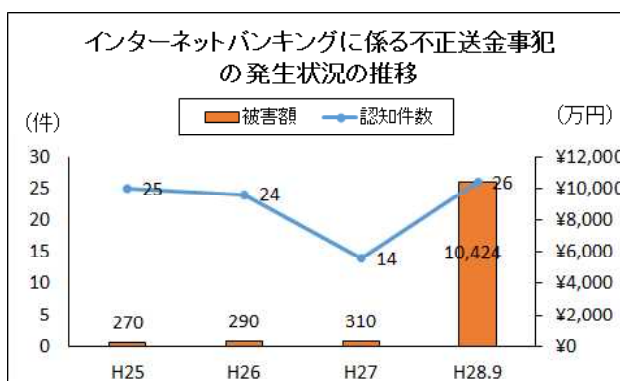


奈良県サイバーテロ対策連絡協議会



サイバー攻撃緊急対処訓練

一方、県内において、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害額が急増していることから、金融機関に対して、ワンタイムパスワードの利用推奨や、法人利用の場合における電子証明書の導入等、インターネットバンキングのセキュリティ対策強化のための働き掛けを行います。



また、コンピュータ・ウイルスや不正アクセスへの対策を進めるほか、インターネット空間に蔓延する違法情報・有害情報に対しては、積極的な取締りやサイト管理者に対する削除依頼を実施します。

加えて、コミュニティサイト等に起因した児童の犯罪被害を防止するため、児童・保護者・学校関係者等に対するフィルタリングサービス利用の必要性等に関する広報啓発等を推進するとともに、インターネットを利用した児童ポルノ事犯や児童買春事犯の取締り及びサイバー補導を推進します。

【担当課：警察本部警備第一課、警務課、情報管理課、サイバー犯罪対策課、少年課、情報システム課】

ウ 堅牢な情報セキュリティの実現

県、市町村及び警察に対するサイバー犯罪・サイバー攻撃の被害を未然防止又は最小限にするため、日頃から情報セキュリティを意識し、正しい行動を習慣化できるよう、職員の情報セキュリティに関する意識の向上を図るほか、標的型メール攻撃対処訓練等を実施するなどして、情報セキュリティインシデントに対する対処体制の強化等を図り、堅牢な情報セキュリティを実現します。

【担当課：情報システム課、警察本部警務課、情報管理課】

コラム

《標的型メール攻撃対処訓練》

地方自治体等を狙ってウイルス付きのメールを送りつけ、職員がメールの添付ファイル等を開くことによりウイルスに感染して個人情報等が漏洩するという被害が相次いでいます。

県や警察では、職員に対し、標的型攻撃メールを体感させ、未然に防御する訓練を実施しています。

エ 産学官連携による中小事業者対策

中小事業者が有する先端技術に関する情報の窃取や、中小事業者の保有するサーバ等がサイバー攻撃の踏み台として悪用されることを防止するため、(仮称)「中小事業者連絡協議会」を早期に立ち上げ、中小事業者関連団体と連携し、適切な対策を促すための広報啓発活動を実施します。

また、サイバー空間の脅威に対処するためには、警察のみならず、産業界や学術機関の知見を活用した取組が必要であることから、県内の産業界・学術機関・行政機関等が連携し、それぞれが持つサイバー空間の脅威への対処経験を全体で蓄積・共有する枠組みの構築を検討します。

【担当課：警察本部警務課、地域産業課、産業振興総合センター】



奈良県商工会連合会に対する啓発活動

オ 警察の組織基盤の強化

(7) 人的基盤の強化

民間事業者の知見等も活用しつつ、採用、教養、キャリアパス管理等を戦略的に行い、サイバー犯罪・サイバー攻撃に対処する捜査員及び情報技術の解析に従事する職員の能力の更なる向上を図ります。

【担当課：警察本部警務課】

(イ) 物的基盤の強化

情報通信技術の高度化、多様なサービスの勃興、大容量化した電子機器の普及等を背景に、サイバー空間の脅威が複雑・巧妙化しており、その取締りや解析のための資機材の質的・量的充実が求められていることから、計画的な整備を推進します。

【担当課：警察本部サイバー犯罪対策課】

4 これまでの主な事業・取組

事業名	概要	担当課
テロ対策・やまとまほろばネットワーク 【3(1)ア(ア)】	公共交通機関等のソフトターゲットや重要インフラ施設等を狙ったテロを未然に防止するため、官民一体となった横断的、恒常的なテロ対策に取り組む枠組みとして、平成28年4月に「テロ対策・やまとまほろばネットワーク」を設立しました。 今後、同ネットワークを更に発展させ、総会や広報啓発活動を通じた危機意識の共有と気運の醸成を図るほか、合同による研修会や訓練を通じたテロ対策への対処能力の向上を図ります。また、公共交通機関等ソフトターゲットに対する施設総点検や警察官との合同パトロールを実施します。	警察本部警備第二課、警備第一課
サイバーセキュリティ対策に関する講演、街頭啓発活動 【3(2)ア】	県民のサイバーセキュリティ対策に関する意識の向上、サイバー空間の脅威の低減を図るため、一般市民、企業のシステム管理者、教育関係者、学生ボランティア等に対して、あらゆる機会を活用し、サイバーセキュリティに係る講演等を実施します。 ウイルス感染したパソコンの実演等を交えながらサイバーセキュリティ対策に関する講習会（サイバーセキュリティ・カレッジ）を開催します。 また、サイバーセキュリティ月間中、県民の意識向上のための街頭啓発活動を実施します。	警察本部サイバー犯罪対策課、警務課
自治体情報セキュリティクラウド構築事業 【3(2)ウ】	地方公共団体において、マイナンバーを使った情報連携が開始されることから、情報セキュリティ対策の強化は喫緊の課題です。国が示す自治体情報セキュリティ対策の抜本的な強化対策に従い、市町村のインターネットを集約して、県内全域の不正アクセス等を24時間365日集中監視するなど、高度なセキュリティ対策を講じるための基盤となる情報セキュリティクラウドを構築します。	情報システム課

5 関係者に期待される役割

市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的に滞在する外国人に対する日常生活等の支援をお願いします。 ・ 標的型攻撃メールに備え、職員の情報セキュリティに関する意識の向上を図るほか、標的型攻撃メール対処訓練を実施するなどして、対処体制の強化を図ってください。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者は、販売時の本人確認の徹底や盗難防止等の保管管理を強化し、不審な購入者があれば警察への速やかな通報をお願いします。 ・ 適切な通信履歴の保存をお願いします。特にインターネットカフェ事業者は、

	<p>利用者の本人確認、コンピュータの使用状況の記録の保存等をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館、インターネットカフェ、レンタカー、賃貸マンション等を営む事業者は、利用時の本人確認を徹底し、不審な点を発見すれば警察への速やかな通報をお願いします。 ・ 外国人人材を受け入れている事業者は、警察が実施する防犯教室、交通安全教室を受けさせるなどして、外国人がトラブルや犯罪に巻き込まれないよう配慮してください。 ・ 近年急速に普及が進む公衆無線LANについて、利用者の本人確認が行える認証方式の導入、ログの保存等、事後追跡可能性の確保をお願いします。
県 民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共助の観点から、日頃より地域における「人から人へのコミュニケーション」の活性化をお願いします。 ・ インターネットを利用するパソコン等のセキュリティ対策をしっかりと行ってください。 ・ 不審なメール・添付ファイルは開かずに削除し、インターネット上で正当な利用者であることを証明するIDやパスワード等の管理をしっかりと行ってください。

6 K P I 指標

指標名	現状	目標	担当課
【再掲】テロ対策・やまとまほろばネットワークの参加機関・事業者数	30機関・事業者 (H28年度)	40機関・事業者 (H33年度)	警察本部警備第二課
県における標的型メール攻撃対処訓練の実施回数	1回/年 (H27年度)	4回/年 (H29～H33年度)	警察本部情報管理課 情報システム課
情報処理区分の警察官特別採用枠の導入	無し (H27年度)	導入 (H29年度中)	警察本部警務課
サイバー犯罪対策やサイバー攻撃対策に係る捜査員を対象とした部外有識者による教養	無し (H27年度)	3回/年 (H29～H33年度)	警察本部警務課
(仮称) 中小事業者連絡協議会の立ち上げ	無し (H27年度)	構築 (H29年度中)	警察本部警務課